

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年8月26日

【会社名】 クラウドバンク株式会社

【英訳名】 Crowd Bank, Corp.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大前和徳

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木七丁目4番4号

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 日本クラウド証券株式会社
取締役兼業務管理ディビジョンディレクター
三浦健一

【最寄りの連絡場所】 東京都港区六本木七丁目4番4号

【電話番号】 03(6447)0011（代表）

【事務連絡者氏名】 日本クラウド証券株式会社
取締役兼業務管理ディビジョンディレクター
三浦健一

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】

株式	191,387,055円	(注)1
新株予約権証券	210,350,000円	(注)2
	(第1回新株予約権)	
		0円 (注)3
	120,350,000円	(注)4
	(第2回新株予約権)	
		0円 (注)3
	90,000,000円	(注)4

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

該当事項はありません。

(注) 1 本届出書の対象となる株式の数及びこれに対応した募集金額は、本届出書提出日現在において未確定であるため、日本クラウド証券株式会社の直前期末である平成26年3月31日現在の株主資本の額を基礎に算定した額を記載しております。

2 本届出書の対象となる新株予約権は、本株式移転に際し、日本クラウド証券株式会社の新株予約権の新株予約権者に対して、日本クラウド証券株式会社の新株予約権の代わりに、その保有する新株予約権の合計と同数の当社の新株予約権を交付するものです。

3 新株予約権の発行価額の総額です。

4 新株予約権証券の発行価額の総額に当該新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額です。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	3,261株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における株式です。

- (注) 1 本株式移転の効力発生に先立ち、株式移転完全子会社となる日本クラウド証券株式会社(以下、「日本クラウド証券」といいます。)の発行済株式総数が変化した場合には、持株会社が交付する上記発行数は変動いたします。
- 2 日本クラウド証券は、本株式移転がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」といいます。)の前日までに、本株式移転の効力発生の直前時に保有する自己株式の全部を処分又は消却することを予定しているため、その保有する自己株式225株(平成26年3月31日現在)を新株式交付の対象から除外しております。
- 3 普通株式は、日本クラウド証券の平成26年8月25日開催の取締役会の決議(株式移転計画の承認及び株主総会への付議)及び平成26年9月10日開催予定の臨時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき発行します。

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

株式移転によることとします。

- (注) 1 普通株式は、当社成立の前日における日本クラウド証券の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対して、その所有する日本クラウド証券の普通株式1,000株につき1株の割合をもって割当てられ、各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。
- 2 発行価額の総額は、本届出書提出日において未定ですが、日本クラウド証券の直前期末である平成26年3月31日の株主資本の額は191,387,055円であり、発行価額の総額の内1,000,000円が資本金に組み入れられます。

(2) 【募集の条件】

該当事項はありません。

(3) 【申込取扱場所】

該当事項はありません。

(4) 【払込取扱場所】

該当事項はありません。

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【募集の条件】

発行数	30,070,044個 (注) 2、3
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	該当事項はありません。
申込期間	該当事項はありません。
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	該当事項はありません。
割当日	平成26年10月1日(水)
払込期日	該当事項はありません。
払込取扱場所	該当事項はありません。

- (注) 1 日本クラウド証券株式会社(以下、「日本クラウド証券」といいます。)は、平成26年10月1日付けで日本クラウド証券を株式移転完全子会社とし、クラウドバンク株式会社(以下、「当社」といいます。)を株式移転設立完全親会社とする株式移転を予定しております。
- 2 本届出書に係る新株予約権は、当社が日本クラウド証券第6回新株予約権に係る新株予約権者に対し付与する予定の日本クラウド証券株式会社第6回新株予約権に代わる当社のクラウドバンク株式会社第1回新株予約権、当社が日本クラウド証券株式会社第7回新株予約権の新株予約権者に対し付与する予定の日本クラウド証券株式会社第7回新株予約権に代わる当社のクラウドバンク株式会社第2回新株予約権であります。
- 3 本株式移転の効力発生に先立ち、株式移転完全子会社となる日本クラウド証券の発行済新株予約権数が変化した場合には、持株会社が交付する上記新株予約権数は変動いたします。
- 4 割当対象者は、本株式移転の効力発生日の直前日の日本クラウド証券の新株予約権原簿に記載又は記録された日本クラウド証券の新株予約権に係る新株予約権者であります。
- 5 新株予約権は、平成26年8月25日に開催された日本クラウド証券の取締役会の決議及び平成26年9月10日に開催される予定の日本クラウド証券の臨時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づいて行う本株式移転に伴い発行する予定です。

(2) 【新株予約権の内容等】

クラウドバンク株式会社 第1回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における株式です。
新株予約権の目的となる株式の数	1. 本新株予約権の目的である株式の総数は、2,407株とする(本新株予約権1,000個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は1株とする。)。但し、後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙3「クラウドバンク株式会社第1回新株予約権の内容」記載の「新株予約権の目的となる株式の数」欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>2. 行使価額は50,000円とする。ただし、後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙3「クラウドバンク株式会社第1回新株予約権の内容」記載の「新株予約権の行使時の払込金額」欄「3. 行使価額の調整」の規定に従って調整されるものとする。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	120,350,000円 (前記「新株予約権の目的となる株式の数」に1株あたりの前記「新株予約権の行使時の払込金額」を乗じた額を記載しております。実際の額は、これを下回る可能性があります。)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 発行価格 50,000円 但し、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に従い変動することがある。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	株式移転効力発生日から平成28年5月1日まで (但し、平成28年5月1日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの期間とする。但し、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求場所 クラウドバンク株式会社 東京都港区六本木七丁目4番4号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求取次ぎ場所 設置しない</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項はありません。</p>
新株予約権の行使の条件	後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙3「クラウドバンク株式会社第1回新株予約権の内容」記載の「新株予約権の行使の条件」の規定に従う。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙3「クラウドバンク株式会社第1回新株予約権の内容」記載の「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」をご覧ください。

(注) 1 本株式の効力発生前に先立ち、株式移転完全子会社となる日本クラウド証券の発行する日本クラウド証券株式会社第6回新株予約権の総数が変化した場合、当社が交付するクラウドバンク第1回新株予約権の発行数は変動いたします。

- 2 クラウドバンク株式会社第1回新株予約権は、日本クラウド証券の平成26年8月25日開催の取締役会の決議（株式移転計画の承認及び株主総会への付議）及び平成26年9月10日開催予定の臨時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき発行します。

クラウドバンク株式会社 第2回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における株式です。
新株予約権の目的となる株式の数	1. 本新株予約権の目的である株式の総数は、600株とする（本新株予約権1,000個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は1株とする。）。但し、後記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画（写し）別紙5「クラウドバンク株式会社第2回新株予約権の内容」記載の「新株予約権の目的となる株式の数」欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使時の払込金額	1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。 2. 行使価額は、150,000円とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	90,000,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 発行価格 150,000円 2. 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	株式移転効力発生日から平成34年9月8日まで 但し、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までの間に、当社株式価値の評価額が本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格として定める金額を5%以上割り込むものとなった場合には、本新株予約権の行使期間はその日をもって満了するものとする。 また、行使期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求場所 クラウドバンク株式会社 東京都港区六本木七丁目4番4号 2. 新株予約権の行使請求取次ぎ場所 設置しない 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項はありません。
新株予約権の行使の条件	後記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画（写し）別紙5「クラウドバンク株式会社第2回新株予約権の内容」記載の「新株予約権の行使の条件」の規定に従う。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙5「クラウドバンク株式会社第2回新株予約権の内容」記載の「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」をご覧ください。
--------------------------	---

- (注) 1 本株式の効力発生に先立ち、株式移転完全子会社となる日本クラウド証券の発行する日本クラウド証券株式会社第7回新株予約権の総数が変化した場合には、当社が交付するクラウドバンク第2回新株予約権の発行数は変動いたします。
- 2 クラウドバンク株式会社第2回新株予約権は、日本クラウド証券の平成26年8月25日開催の取締役会の決議(株式移転計画の承認及び株主総会への付議)及び平成26年9月10日開催予定の臨時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき発行します。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

新株予約権は無償で発行されるものであり、新株予約権の発行自体による手取金は発生しません。

新株予約権の行使による払込みは、新株予約権者の判断によるため、新株予約権の行使による払込みの手取金の額は未定であります

(2) 【手取金の使途】

今回の募集は、本株式交換に際して、日本クラウド証券の新株予約権者が有する日本クラウド証券株式会社第6回新株予約権及び日本クラウド証券株式会社第7回新株予約権の経済的価値の喪失を防ぐために、当社がこれらと実質的に同一の経済的効果を持つ当社新株予約権を交付するものであり、資金調達を目的とはしておりません。

また、新株予約権者の行使による資金の払込みは、新株予約権の割当てを受けた者の判断によるため、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【組織再編成(公開買付け)に関する情報】

第1 【組織再編成(公開買付け)の概要】

1 【組織再編成の目的等】

1. 株式移転の目的

当社の完全子会社となる日本クラウド証券は、1997年7月に設立され、その後継続して非上場企業のグリーンシート銘柄への登録と適時開示の支援を行う事で資金調達のサポートを行い、グリーンシート銘柄株式の取扱いを行ってまいりました。もっとも、グリーンシート制度は、2014年2月に1社が新規登録を受けるまで3年連続でこれがゼロである一方でグリーンシート銘柄の登録を廃止する企業もあり、さらに、その制度自体、日本証券業協会においてその改正の検討が行われ、新たな非上場株式の取引制度への移行が示されているなど、今後の事業展開が厳しい状況にあります。

そのような状況の中で、平成25年12月には新たに、事業の拡大に向け、融資型クラウドファンディングサービス「クラウドバンク(crowdbank.jp)」を立ち上げました。この「クラウドバンク」は不特定多数の投資家からインターネットを通じて小口の現金を募り、資金需要者に貸し付けるというスキームをとっております。もっとも、その事業のあり方は貸付債権を発生させるものであり、自己資本規制比率について強い規制を課される証券会社自体が業として貸付を行うことは容易ではないことから、貸金業者としての地位を別法人化することが必要であるとの考えに至りました。また、匿名組合の営業者はその出資者となることができず、日本クラウド証券がその計算と責任において匿名組合に出資する可能性を考慮に入れ、匿名組合の営業者を現在のように子会社とするのではなく、グループ会社内で日本クラウド証券と並列に位置づけることを検討しております。

このような状況に鑑み、以下の目的のため、当社組織及びグループ会社の位置付けを再編する第一歩として、持株会社制へ移行することとしました。

(1) 事業会社の業務の効率化と成長

今後、日本クラウド証券から貸金業者を分社化し、日本クラウド証券の子会社であるクラウドバンク・インキュバ株式会社を当社の子会社として位置付けることを検討しております。そのうえで、各事業会社がそれぞれの責任と権限の下で事業に専念することにより、業務の効率化と持続的な成長を図ります。

(2) グループの経営体制の強化

持株会社制導入により、持株会社がグループ全体の経営戦略の立案機能および各事業会社への指導・監視機能を担うことで、グループ全体の戦略的かつ機動的な意思決定および経営資源の効果的な配分を行うための機能を強化できると考えております。

(3) グループのガバナンスの強化

グループ全体の企業価値を向上させるべく精度の高い事業計画を策定し、完全親会社として傘下の企業に対し中立的な観点での事業評価、監査等を実施することで、グループのガバナンスを強化できると考えております。

2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

(1) 提出会社の企業集団の概要

提出会社の概要

商号	クラウドバンク株式会社		
事業の内容	傘下グループ会社の経営管理およびそれに付帯する業務		
本店の所在地	東京都港区六本木七丁目4番4号		
代表者及び役員 (予定)	代表取締役社長 取締役	大前 和徳 金田 創	現 日本クラウド証券 代表取締役社長 現 日本クラウド証券 取締役
	取締役	川戸 淳一郎	現 クラウドバンク・インキュラボ株式会社 代表取締役
	取締役	三浦 健一	現 日本クラウド証券 社外取締役
	取締役	Ramin Naji	現 日本クラウド証券 取締役
	監査役	馬場 真光	
資本金の額	1,000千円		
純資産の額	191,387千円 (注)		
総資産の額	191,387千円 (注)		
決算期	3月31日		

(注) 純資産及び総資産の額は、本届出書提出日現在において未確定であるため、日本クラウド証券の直前期末である平成26年3月31日現在における貸借対照表を基礎として、見込額を算出し記載しております。

関係会社の概要

(予定)

名称	所在地	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 日本クラウド証券株式会社 (注4・5・7)	東京都港区	112,175	金融商品取引業 貸金業	100	経営指導 役員の兼務 有 資金援助 無 保証債務 無
クラウドバンク・ インキュラボ株式会社 (注6・7)	東京都港区	2,000	コンサルティング 事業	100 [100]	経営指導 役員の兼務 有 資金援助 無 保証債務 無
クラウドバンク・ エナジー株式会社 (注8)	東京都港区	100	コンサルティング 事業	100 [100]	経営指導 役員の兼務 有 資金援助 無 保証債務 無
(その他の関係会社) クラウドバンク・ ホールディングス株式会社	東京都港区	36,500	その他の事業	(41.6)	役員の兼務 有 資金援助 無 保証債務 無
Aaron & Associe株式会社	東京都 千代田区	100,000	コンサルティング 事業	(41.6)	役員の兼務 有 資金援助 無 保証債務 無

- (注) 1 親会社、関連会社に該当する会社はありません。
2 当社グループは、「投資・金融サービス業」という単一のセグメントであるため、「主要な事業の内容」はセグメント内の詳細を記載しております。
3 「議決権の所有(被所有)割合」欄における[]内は、間接所有割合で内数です。
4 日本クラウド証券は有価証券届出書及び有価証券報告書の提出会社であります。
5 日本クラウド証券は特定子会社に該当します。
6 クラウドバンク・インキュラボ株式会社は日本クラウド証券の100%子会社であります。

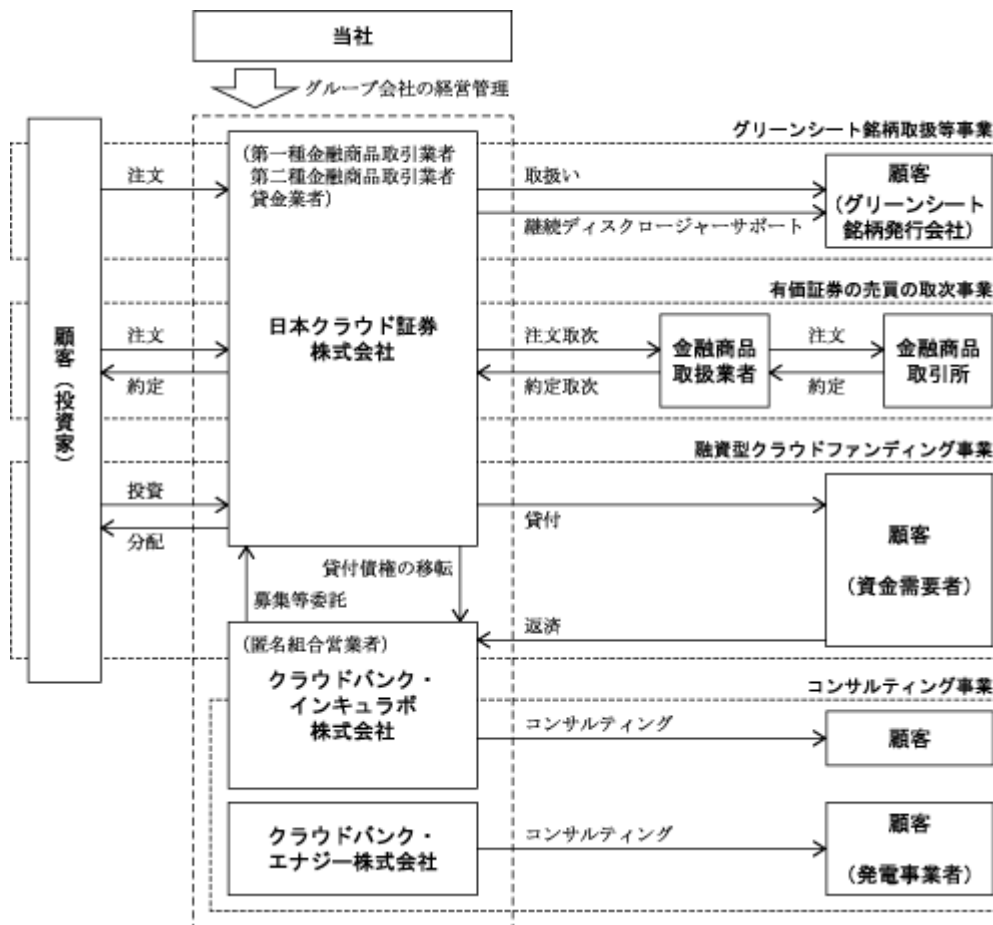
- 7 日本クラウド証券及びクラウドバンク・インキュラボ株式会社は、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。第17期連結会計年度(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)における日本クラウド証券及びクラウドバンク・インキュラボ株式会社の主要な損益情報等は次のとおりです。

	売上高	経常利益	当期純利益	純資産額	総資産額
日本クラウド証券株式会社	166,482千円	2,360千円	1,409千円	191,387千円	301,931千円
クラウドバンク・インキュラボ株式会社	75,248千円	3,440千円	765,684千円	3,778千円	212,057千円

- 8 クラウドバンク・エナジー株式会社は、再生可能エネルギーによる発電事業者に対するコンサルティング等を行うことを目的に、日本クラウド証券の100%子会社として、平成26年8月に新たに設立されました。

本株式移転に伴う当社設立後のグループ会社の状況を示すと次のとおりです。

[事業系統図]



(2) 提出会社の企業集団における組織再編対象会社と提出会社の企業集団の関係

資本関係

本株式移転により、日本クラウド証券は当社の完全子会社になる予定です。前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

役員の兼任関係

当社の取締役及び監査役は、日本クラウド証券及び当社グループ会社の取締役及び監査役を兼任する予定です。前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

取引関係

当社の完全子会社となる日本クラウド証券と当社関係会社との取引関係は、融資型クラウドファンディング事業「クラウドバンク」における匿名組合の営業者としての業務の委託及び出資者の募集事務の委託、グリーンシート企業へのコンサルティング業務の委託等、業務委託を中心としたものになる予定です。

また、当社の関係会社に対する取引関係は、経営管理を中心としたものになる予定です。

2 【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3 【組織再編成に係る契約】

本株式移転は、日本クラウド証券が単独で親会社を新設するものであります。本株式移転に係り、日本クラウド証券の取締役会で株式移転計画を承認し、株式移転計画書を作成しております。株式移転計画の内容は、次の「株式移転計画書(写し)」の通りです。

株式移転計画書(写し)

この株式移転計画書は、日本クラウド証券株式会社(以下、「当社」という。)が会社組織再編を目的として、新たに設立するクラウドバンク株式会社(以下、「甲」という。)を完全親会社とする株式移転(以下、「本株式移転」という。)を行うに当たり、その株式移転計画の内容を定めるものである。

第1条 本株式移転により設立する株式会社の目的、商号、本店の所在地および発行可能株式総数

目的	「定款」のとおり(別紙1)
商号	クラウドバンク株式会社
本店の所在地	東京都港区六本木七丁目4番4号
発行可能株式総数	14,000万株

第2条 前記に掲げるもののほか、甲の定款で定める事項

「定款」のとおり(別紙1)

第3条 甲の設立時取締役の氏名

取締役	大前 和徳
取締役	金田 創
取締役	三浦 健一
取締役	Ramin Naji
社外取締役	川戸 淳一郎

第4条 甲の設立時代表取締役

大前 和徳

第5条 甲の設立時監査役の氏名

監査役 馬場 真光

第6条 甲が株式移転に際して交付する株式の数および割当てに関する事項

甲は株式移転に際して交付する普通株式を、平成26年9月30日の最終の当社の株式名簿に記載または記録された株主に対し、当社普通株式1,000株につき、甲の株式1株の割合をもってこれを割当交付する。

第7条 甲の資本金および準備金等の額

資本金	金100万円
資本準備金	金1億4,934万円
その他資本剰余金	会社法計算規則により算出された額
利益準備金	会社法計算規則により算出された額
その他利益剰余金	会社法計算規則により算出された額

第8条 甲が株式移転に際して交付する新株予約権の数および割当てに関する事項

- 1 甲は、株式移転に際して、株式移転が効力を生ずる時点の直前時の当社の新株予約権原簿に記載又は記録された当社の新株予約権者に対して、それぞれ、その有する当社の新株予約権の代わりに、甲の成立の日の前日の最終の当社の新株予約権原簿に記載又は記録された新株予約権者が有する新株予約権の合計と同数の甲の新株予約権を交付する。
- 2 甲は、株式移転に際して、下記「甲割当新株予約権」欄の記載に従い、前項の甲の新株予約権を、甲の成立の前日の最終の当社の新株予約権原簿に記載又は記録された新株予約権者に対し、その有する当社の新株予約権1個につき甲の新株予約権1個の割合にて割り当てる。

記

株式移転計画新株予約権	甲割当て新株予約権
日本クラウド証券株式会社第6回新株予約権(別紙2)	クラウドバンク株式会社第1回新株予約権(別紙3)
日本クラウド証券株式会社第7回新株予約権(別紙4)	クラウドバンク株式会社第2回新株予約権(別紙5)

第9条 手続きの終了

本株式移転は平成26年10月1日までに必要な手続きを終了させ、甲につき株式移転による設立の登記を行う。ただし、手続きの進行上必要のある場合は当社の取締役会の承認を得てこれを変更することができる。

第10条 株式移転計画の変更

本株式移転計画書作成から甲の成立に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、当社の財産及び経営状態に重大な変動を生じた場合には、当社は必要に応じて本株式移転計画を変更し、または株式移転計画を行わないものとする事ができる。

第11条 本株式移転計画に定めのない事項

本株式移転計画に定めるもののほか、本株式移転に関し必要な事項は、本株式移転の趣旨にしたがってこれを決定するものとする。

本株式移転計画の作成を証するため、次に記名押印する。

平成26年8月25日

東京都港区六本木七丁目4番4号
日本クラウド証券株式会社
代表取締役社長 大前和徳

別紙1 「クラウドバンク株式会社 定款」

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、クラウドバンク株式会社と称し、英文では、CrowdBank Corp.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 傘下グループ会社の経営管理
- 2 次の事業を営む会社の株式を直接又は間接保有することによる、当該会社の事業活動を支配・管理
 - (1) 有価証券の売買、売買の媒介、取次ぎ又は代理
 - (2) 有価証券の引受け及び売出し
 - (3) 有価証券の募集及び売出しの取扱い
 - (4) 有価証券の私募の取扱い
 - (5) 証券投資信託受益証券の収益金、償還金及び一部解約金支払の代理業務
 - (6) 株式事務の取次業務
 - (7) 情報提供・コンサルタント業務

- (8) 保護預りその他証券業に関連する業務
 - (9) 前各号に掲げる業務の他、金融商品取引法その他の法律により証券会社が営むことのできる業務
 - (10) 教育研修事業
 - (11) 貸金業の規制等に関する法律に規定する貸金業
 - (12) 不動産の管理・売買・賃貸及びその仲介代理並びに倉庫業
 - (13) 情報収集・分析及びリサーチ情報の提供
 - (14) 電子商取引
 - (15) コンテンツの制作及び販売
 - (16) 物品の輸出入及び販売
 - (17) クラウドファンディング
 - (18) 有価証券への投資業務
 - (19) 投資事業組合の財産運用及び管理に関する業務
 - (20) 有価証券への投資に関する調査企画業務
 - (21) 総合マーケティング戦略の企画
 - (22) 各種販売促進、広告代理の企画、制作及び市場調査並びにコンサルティング
 - (23) コンピューターシステム及びソフトウェアの設計に関する指導
 - (24) コンピューターシステム及びソフトウェアの設計及び販売
 - (25) コンピューター機器及び関連商品の販売
 - (26) コンピューターによる計算事務の代行
 - (27) コンピューターによる情報の募集及び処理の受託並びにコンサルティング
 - (28) 企業経営及びコンピューターシステムに関する講演会の受託及び開催
 - (29) 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
 - (30) 印刷・出版業務
 - (31) 社員の教育訓練、採用及び経営指導の受託並びにコンサルティング
 - (32) イベントの企画・運営業務
 - (33) ビジネススクールの経営
 - (34) 電気事業
 - (35) ガス供給事業
 - (36) 熱供給事業
 - (37) 石油、天然ガスその他のエネルギー資源及びそれらの副産物の探鉱・開発、採取、精製、加工、貯蔵、売買および輸送事業
 - (38) 燃料電池、太陽電池、蓄電装置、コージェネレーション・システムその他のエネルギー・システムの開発、製造及び売買事業
 - (39) 運送業
 - (40) 建築工事・土木工事・都市開発・地域開発に関する企画、設計、監理、施工及び請負
 - (41) コンピューター及び通信システムの開発、販売、賃貸及び運用
 - (42) 廃棄物の処理及び再生事業
- 3 前条までに附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、14,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第9条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第10条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第11条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第12条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

- 第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項の定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

- 第16条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(選任方法)

- 第17条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第18条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第19条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。
- 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第21条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

- 第22条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

- 第23条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第25条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する限度額とする。

第5章 監査役

(員数)

第26条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(選任の方法)

第27条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第29条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する限度額とする。

第6章 計算

(事業年度)

第31条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までの1年とする。ただし、第1期の事業年度は、当会社の設立の日から、次の3月31日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

第32条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第33条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第34条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその義務を免れる。

別紙2 「日本クラウド証券株式会社第6回新株予約権の内容」

新株予約権の数	2,407,044個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	該当事項はありません。
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の総数は、2,407,044株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は1株とする。)。但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額(後記「新株予約権の行使時の払込金額」第1項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、50,000円とする。ただし、本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本項第(2)号 から までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項(2)号 から にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により 当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とし、上場後においては、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

	<p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使期間	平成26年5月2日から平成28年5月1日(但し、平成28年5月1日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの期間とする。但し、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄に定める組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 発行価格 55円 (新株予約権の行使価額に新株予約権の発行価額である5円を合算した金額)</p> <p>ただし、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に従い変動することがある。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使の条件	<p>1. 本新株予約権は、1個を分割して一部行使することはできない。</p> <p>2. 本新株予約権者が複数の本新株予約権を保有する場合、本新株予約権者は本新株予約権を1個単位で行使することができる。</p> <p>3. 米国に居住する本新株予約権者は、本新株予約権を行使することができないものとする。</p>
新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、別記「新株予約権の目的となる株式の数」2. に準じて決定する。</p>

	<p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、別記「新株予約権の行使時の払込金額」3.(1)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 別記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から別記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」2.に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) その他新株予約権の行使の条件 別記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 別記「新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。</p> <p>(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>
--	---

別紙3 「クラウドバンク株式会社第1回新株予約権の内容」

新株予約権の数	2,407,044個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	該当事項はありません。
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の総数は、2,407株とする(本新株予約権1,000個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は1株とする。)。但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額(後記「新株予約権の行使時の払込金額」第1項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>

1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
2. 行使価額は、50,000円とする。ただし、本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。
3. 行使価額の調整
- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本項第(2)号からまでの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項(2)号からにかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

新株予約権の行使時の払込金額

	<p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。 行使価額調整式で使用する時価は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とし、上場後においては、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使期間	株式移転効力発生日から平成28年5月1日(但し、平成28年5月1日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの期間とする。但し、別記「組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 発行価格 50,000円 但し、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に従い変動することがある。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使の条件	<p>1. 本新株予約権は、1個を分割して一部行使することはできない。</p> <p>2. 本新株予約権者が複数の本新株予約権を保有する場合、本新株予約権者は本新株予約権を1個単位で行使することができる。</p> <p>3. 米国に居住する本新株予約権者は、本新株予約権を行使することができないものとする。</p>
新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、別記「新株予約権の目的となる株式の数」2. に準じて決定する。(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、別記「新株予約権の行使時の払込金額」3.(1)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。(5) 新株予約権を行使することができる期間 別記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から別記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」2. に準じて決定する。(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。(8) その他新株予約権の行使の条件 別記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。(9) 新株予約権の取得事由及び条件 別記「新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
--------------------------	--

別紙4 「日本クラウド証券株式会社第7回新株予約権の内容」

新株予約権の数	600,000個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	該当事項はありません。
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における株式です。
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の目的である株式の総数は、600,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。))は1株とする。)
新株予約権の行使時の払込金額	1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。 2. 行使価額は、150円とする。
新株予約権の行使期間	平成26年9月9日から平成34年9月8日まで 但し、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までの間に、当社株式価値の評価額が本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格として定める金額を5%以上割り込むものとなった場合には、本新株予約権の行使期間はその日をもって満了するものとする。 また、行使期間の最終日が会社の休日にあたる時は、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 発行価格 157.55円 (新株予約権の行使価額に新株予約権の発行価額である7.55円を合算した金額) 2. 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使の条件	1. 本新株予約権は、1個を分割して一部行使することはできない。 2. 本新株予約権者が複数の本新株予約権を保有する場合、本新株予約権者は本新株予約権を1個単位で行使することができる。 3. 米国に居住する本新株予約権者は、本新株予約権を行使することができないものとする。 4. その他の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。
新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	以下の、又はの議案につき当社株主総会において承認された場合(株主総会決議を必要としない場合には当社の取締役会において承認された場合)は、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとしている。 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 存続会社(吸収合併の場合)又は新設会社(新設合併の場合) 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案 吸収分割を行う株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社(吸収分割の場合)若しくは新設分割により設立する株式会社(新設分割の場合) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案 株式交換をする株式会社の発行株式数の全部を取得する株式会社または株式移転により設立する株式会社

別紙5 「クラウドバンク株式会社第2回新株予約権の内容」

新株予約権の数	600,000個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	該当事項はありません。
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における株式です。
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の目的である株式の総数は、600株とする(本新株予約権1,000個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は1株とする。)
新株予約権の行使時の払込金額	1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。 2. 行使価額は、150,000円とする。
新株予約権の行使期間	株式移転効力発生日から平成34年9月8日まで 但し、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までの間に、当社株式価値の評価額が本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格として定める金額を5%以上割り込むものとなった場合には、本新株予約権の行使期間はその日をもって満了するものとする。 また、行使期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 発行価格 150,000円 2. 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使の条件	1. 本新株予約権は、1個を分割して一部行使することはできない。 2. 本新株予約権者が複数の本新株予約権を保有する場合、本新株予約権者は本新株予約権を1個単位で行使することができる。 3. 米国に居住する本新株予約権者は、本新株予約権を行使することができないものとする。 4. その他の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。
新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	以下の、又はの議案につき当社株主総会において承認された場合(株主総会決議を必要としない場合には当社の取締役会において承認された場合)は、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとしている。 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 存続会社(吸収合併の場合)又は新設会社(新設合併の場合) 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案 吸収分割を行う株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社(吸収分割の場合)若しくは新設分割により設立する株式会社(新設分割の場合) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案 株式交換をする株式会社の発行株式数の全部を取得する株式会社または株式移転により設立する株式会社

4 【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

(1) 割当ての内容

当社は、本株式移転に際して、普通株式3,261株を発行し、株式移転が効力を生ずる日の前日の日本クラウド証券の最終の株主名簿に記載された株主に対して、その所有する日本クラウド証券の普通株式1,000株につき当社普通株式1株の割合をもって割当て交付します。割当の対象となる日本クラウド証券株主に対して1株に満たない端数がある場合、会社法第234条その他の関係法令の規定に基づき処理します。

なお、日本クラウド証券では、所在が不明となっている株主が存在し、今後、株主の方が転居された場合にも、株主名簿に記載又は記録された住居・所在地の変更が行われぬ等の理由から、所在不明株主が増加することが考えられます。また、当社の株式には譲渡制限を付さないことから、当社又は証券会社による監視ができず、当社株式が反社会的勢力に譲渡されるリスクを負うこととなります。このような事態による当社の今後の経営戦略に対する障害を可及的に回避し、さらに、長期的視点による機動的な意思決定と迅速な行動を可能とすることで経営の早期安定化を図る上でも、株式移転比率を上記のものとしたしました。

(2) 株式移転に係る割当ての内容の算定根拠等

本株式移転は、単独株式移転によって持株会社(完全親会社)である当社を設立するものであり、持株会社の株式はすべて本株式移転直前の株式移転完全子会社(以下、本項において「完全子会社」という。)の株主の皆様のみ割り当てられることとなります。現行の日本クラウド証券普通株式1株あたりの株価水準を勘案し、株主数に伴う株主管理コスト及び議決権を有する株主数に伴う招集通知等の発送コストに配慮した結果、当社では、完全子会社で採用している単元株式制度を採用せず、他方で株主の皆様が所有する完全子会社普通株式1,000株に対して、当社の普通株式1株を割当交付する株式移転比率を採用することとしたしました。また、新株予約権につきましても、その目的となる株式の数を株式移転比率と同様になるように調整する新株予約権移転比率を採用することとしたしました。

なお、日本クラウド証券は、兼子・岩松法律事務所による本株式移転の手続き及び意思決定の過程等について助言を受けております。また、株主の皆様におかれましては、「株式移転完全子会社の株主としての自らの利益が株式移転によりどのように変化するかなどを考慮した上で、株式移転比率が公正であると判断した場合に株主総会において当該株式移転に賛成する」か否かを判断していただくこととなります。そうすると、本届出書によって「判断の基礎となる情報が適切に開示された上で適法に株主総会で承認されるなど一般に公正と認められる手続きにより株式移転の効力が発生した場合には、当該株主総会における株主の合理的な判断が妨げられたと認めるに足る特段の事情がない限り、当該株式移転における株式移転比率は公正」なものであるということができます(平成24年2月29日 最高裁判所第二小法廷決定 民集 第66巻3号1784頁)。

上記の理由により、第三者機関による株式移転比率の算定は行っておりません。

なお、株主の一部の方につきましては株式移転比率の関係から当社株式を割り当てられる権利を失うことが想定されますが、本株式移転に反対される株主の方には会社法第806条の規定により反対株主の株式買取請求が認められ、また、1株に満たない端数が生ずる場合には会社法第234条その他の関係法令の規定に基づき処理が行われることとなります。

5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行(交付)される有価証券との相違(対象者の発行有価証券と公開買付に係る提出会社によって発行(交付)される有価証券との相違)】

株式移転完全子会社となる日本クラウド証券は1単元を100株とする単元株式制度を採用しておりましたが、当社では、株式移転比率が日本クラウド証券株式1,000株に対して当社株式1株を割り当てるものとされており、各株主の保有する株式の数が少なくなることから、単元株式制度を採用しないものとしたしました。

6 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

(1) 株式買取請求権の行使の方法について

日本クラウド証券の株主が会社に対して、その保有する普通株式につき、会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成26年9月10日開催予定の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を通知し、かつ、臨時株主総会において本株式移転に反対する旨の議決権行使を行うとともに、日本クラウド証券が会社法第806条第3項に基づく通知又は第4項に基づく公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

(2) 議決権の行使の方法について

議決権は、臨時株主総会に直接ご出席いただける場合は、総会で議決権を行使する方法により行使いただけます。また、臨時株主総会に直接ご出席いただけない場合は、臨時株主総会の招集通知に同封の議決権行使書面により、または日本クラウド証券の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使する方法により、議決権を行使いただけます。

(3) 組織再編成によって発行される株式及び新株予約権の受取方法について

本株式移転によって発行される株式及び新株予約権は、当社設立日の前日の、日本クラウド証券の最終の株主名簿又は新株予約権者名簿に記載又は記録された株主又は新株予約権者に割り当てられます。なお、当社は株券又は新株予約権証券を発行しませんので、特段の手続きを経ることなく、株式を受け取ることができます。

7 【組織再編成に関する手続き】

(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画及び会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定めの内容の相当性に関する事項の内容を記載した書面を平成26年8月26日より日本クラウド証券の本店に備え置きます。また、日本クラウド証券の最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容を記載した書面を追加で備え置くこととします。

の書類は、日本クラウド証券の取締役会において決定されたものであり、その内容は、「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 3 組織再編成に係る契約」に記載のとおりです。

の書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその算定根拠並びに株式移転計画に定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書面です。

の書類は、日本クラウド証券の最終事業年度末日後に、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときに備え置かれるものであり、当該事象を記載した書面です。

これらの書類は、日本クラウド証券の営業時間内にそれぞれの本店において閲覧することができるとともに、そのWebサイト(<https://crowdbank.jp>)において電磁的方法により閲覧することができます。

(2) 株主総会等の組織再編成に係る手続きの方法及び日程

本株式移転に係る日程は次のとおりです。

平成26年8月25日 日本クラウド証券取締役会において株式移転による持株会社設立を承認

平成26年9月10日(予定) 日本クラウド証券臨時株主総会において株式移転計画書承認

平成26年10月1日(予定) 当社設立登記日及び株式移転効力発生日

(注) 今後の手続きを進める中で、日本クラウド証券の取締役会決議により、日程等を変更する場合があります。

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

日本クラウド証券の株主が会社に対して、その保有する普通株式につき、会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成26年6月23日開催予定の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を通知し、かつ、臨時株主総会において本株式移転に反対する旨の議決権行使を行うとともに、会社法第806条第3項に基づく通知又は第4項に基づく公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにし行う必要があります。

第2 【統合財務情報】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において財務情報はありませぬ。「組織再編成後の提出会社に係るものとして算出した主要な経営指標等」につきましては、日本クラウド証券の直前期末である平成26年3月31日現在における貸借対照表を基礎として、見込額を記載しています。

純資産額(千円)	191,387
総資産額(千円)	191,387
1株当たりの純資産額(円)	525.6
自己資本比率(%)	100.0

(注) 1 上記の数値以外の経営指標等については、当社は、平成26年10月1日に設立予定であり、取引条件等が会社設立後に確定することから、算出が困難であるため記載しておりませぬ。

組織再編成対象会社である日本クラウド証券の最近会計年度までの主要な経営指標は以下のとおりであります。この日本クラウド証券の経営指標は、当社の経営指標に反映されるものと考えられます。

1. 連結経営指標等

回次	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
営業収益 (千円)	364,072	179,577	87,436	58,402	206,887
純営業収益 (千円)	362,753	179,215	87,112	58,172	206,551
経常利益・損失() (千円)	98,057	194,189	89,115	86,242	4,901
当期純利益・純損失() (千円)	107,138	236,703	74,736	90,245	1,275
包括利益 (千円)		230,026	74,892	90,267	1,306
純資産額 (千円)	404,416	204,689	188,795	98,523	195,166
総資産額 (千円)	523,274	287,483	264,850	187,475	478,989
1株当たり純資産額 (円)	229.70	103.81	62.83	32.79	53.61
1株当たり当期純利益・当期純損失() (円)	61.66	129.85	38.88	30.03	0.38
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)					
自己資本比率 (%)	77.3	71.2	71.3	52.6	40.7
自己資本利益率 (%)					0.87
株価収益率 (倍)					
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	97,814	148,565	65,358	85,713	67,502
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	10,386	84,946	6,945	17,800	43,356
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	4,171	28,723	78,105	14,045	76,307
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	153,270	118,374	138,066	48,598	149,051
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	10 (5)	8 (1)	8 (0)	9 (0)	10 (2)

- (注) 1 営業収益及び純営業収益には、消費税等は含まれておりません。
 2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在しますが、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
 3 上記の比率は以下の算式により算出しております。

$$\cdot \text{自己資本比率} = \frac{\text{期末純資産の部合計} + \text{期末新株予約権}}{\text{期末資産の部合計}} \times 100(\%)$$

$$\cdot \text{自己資本利益率} = \frac{\text{当期純利益}}{(\text{期首純資産合計} + \text{期末純資産合計} + \text{期末新株予約権}) \div 2} \times 100(\%)$$

自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

- 4 株価収益率については、日本クラウド証券株式は非上場・非登録であるため、記載しておりません。

2. 提出会社の経営指標等

回次	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
営業収益 (うち受入手数料) (千円)	320,516 (317,535)	167,334 (165,948)	85,120 (84,872)	57,652 (57,318)	166,482 (166,345)
純営業収益 (千円)	320,444	167,213	84,864	57,422	166,147
経常利益・損失() (千円)	85,571	204,729	91,306	85,978	2,360
当期純利益・純損失() (千円)	145,317	242,398	77,903	89,282	1,409
資本金 (千円)	804,664	819,814	841,707	55,000	110,000
発行済株式総数 (株)	1,788,640	1,999,751	3,005,051	3,005,051	3,640,651
純資産額 (千円)	407,141	201,714	183,918	94,610	191,387
総資産額 (千円)	528,204	284,209	259,676	183,255	301,931
1株当たり純資産額 (円)	231.25	102.30	61.20	31.49	52.57
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	()	()	()	()	()
1株当たり当期純利益・ 当期純損失() (円)	83.63	132.97	40.53	29.71	0.42
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)					
自己資本比率 (%)	77.1	71.0	70.8	51.6	63.4
自己資本利益率 (%)					0.99
株価収益率 (倍)					
配当性向 (%)					
自己資本配当率 (%)					
自己資本規制比率 (%)	236.9	205.0	302.8	165.2	250.1
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	9 (5)	9 (1)	8 (0)	9 (0)	10 (2)

- (注) 1 営業収益及び純営業収益には、消費税等は含まれておりません。
 2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在しますが、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

3 上記の比率は以下の算式により算出しております。

$$\cdot \text{自己資本比率} = \frac{\text{期末純資産の部合計} - \text{期末新株予約権}}{\text{期末資産の部合計}} \times 100(\%)$$

$$\cdot \text{自己資本利益率} = \frac{\text{当期純利益}}{(\text{期首純資産合計} + \text{期末純資産合計} - \text{期末新株予約権}) \div 2} \times 100(\%)$$

自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

4 株価収益率については、日本クラウド証券株式は非上場・非登録であるため、記載しておりません。

第3 【発行者(その関連者)と組織再編成対象会社との重要な契約(発行者(その関連者)と対象者との重要な契約)】

該当事項はありません。

第三部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日本クラウド証券の主要な経営指標等の推移については、「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第2 統合財務情報」をご参照ください。

2【沿革】

平成26年8月25日 日本クラウド証券取締役会において株式移転による持株会社の設立を承認する旨の決議をしました。

平成26年9月10日(予定) 日本クラウド証券臨時株主総会において株式移転計画書を承認する旨の決議を行う予定です。

平成26年10月1日(予定) 株式移転により、持株会社(当社)を設立する予定です。

(注) 当社の完全子会社となる日本クラウド証券の沿革については、同社の有価証券報告書(平成26年6月30日提出)をご参照ください。

3【事業の内容】

当社は、持株会社として、子会社等の経営管理及びこれに関連する業務を行う予定です。

また、当社の完全子会社となる日本クラウド証券で構成されるグループの主な事業の内容は以下のとおりです。

当社グループの事業は、「投資・金融サービス業」という単一セグメントに属しており、(1) グリーンシート銘柄等取扱業務、(2) 有価証券の売買の取次、(3) 融資型クラウドファンディング業務、(4) コンサルティング業務を行っております。当社及び当社の関係会社における各事業の概要と各位置づけ等は、以下のとおりです。

なお、当社グループの事業系統図については、「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係 (1) 提出会社の企業集団の概要」をご参照ください。

(1) グリーンシート銘柄等取扱業務

当社の子会社となる日本クラウド証券は、日本証券業協会が「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」に定めるグリーンシート銘柄について、日本証券業協会に対して取扱会員としての指定届出を行った上で有価証券の募集・売出し又は私募の取扱い並びに有価証券の売買の媒介及び取次ぎの業務(以下「取扱業務」という。)を行っております。グリーンシート銘柄の売買を取り扱う専用サイトは以下のとおりであります。

「クラウドエクイティ(<http://equity.crowdbank.jp>)」

平成26年7月末現在のグリーンシート登録銘柄34銘柄のうち、当社が取扱業務を行っている銘柄数は26銘柄となっております。

(2) 有価証券の売買の取次業務

当社の子会社である日本クラウド証券は、有価証券の売買の媒介及び取次ぎ、その他証券関連業務等の証券業を中心とする事業を行っております。

(3) 融資型クラウドファンディング業務

当社グループでは、主にインターネットを通じて投資家より小口の資金を募集し、企業等への融資を行い、その利息を投資家に分配する融資型クラウドファンディング業務を行っております。

融資型クラウドファンディングサービス「クラウドバンク(<https://crowdbank.jp>)」を通じ、当社の子会社である日本クラウド証券が投資家から資金を募り、主に事業性資金需要のある事業者を審査し、審査基準に合致した事業者に対して融資を行い、貸付債権の管理と回収した元利金を投資家に分配しております。

(4) コンサルティング業務

当社グループでは、グリーンシート銘柄及び取引所上場申請を準備する企業に対する調査及び指導助言等のコンサルティング業務を行い、グリーンシート銘柄については銘柄指定届出後も継続してディスクロージャーサポートを行っております。

また、グリーンシート銘柄としての募集・売出しを行う企業に対しては、所定の審査手続を行っております。また、連結子会社のクラウドバンク・インキュラボ株式会社は、資金調達、事業戦略その他の実務に関するコンサルティング事業を行っております。

さらに、当社グループ会社であるクラウドバンク・エナジー社では、「クラウドバンク」の融資先となる発電事業者に対して、その収益性を向上させることでその融資の回収可能性を担保するべく、再生可能エネルギー開発に関する事業戦略その他の実務に関するコンサルティング事業を行っております。

4 【関係会社の状況】

前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 1 組織再編成の目的等 2 . 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

(1) 提出会社の企業集団の概要 関係会社の概況」をご参照ください。

5 【従業員の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、未定であります。

(2) 企業集団の状況

当社の完全子会社となる日本クラウド証券の平成26年7月末日現在の従業員の数は、14人(内5人が役員)となっております。なお、従業員数は就業人員であります。

(3) 労働組合等の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありませんが、当社の完全子会社となる日本クラウド証券には、平成25年3月に全労連・全国一般労働組合東京地方本部の一般合同労働組合のみどり・日本クラウド証券分会が発足しており、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日本クラウド証券の業績等の概要については、同社の有価証券報告書(平成26年6月30日提出)をご参照ください。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日本クラウド証券の生産、受注及び販売の状況については、同社の有価証券報告書(平成26年6月30日提出)をご参照ください。

3 【対処すべき課題】

当社は新設会社であるため、該当事項はありませんが、本株式移転により日本クラウド証券の完全親会社となるため、当社の設立後は、日本クラウド証券の対処すべき課題が当社の事業等の対処すべき課題となりうることが想定されます。

なお、当社の完全子会社となる日本クラウド証券の対処すべき課題については、同社の有価証券報告書(平成26年6月30日提出)をご参照ください。

4 【事業等のリスク】

当社は新設会社であるため、該当事項はありませんが、本株式移転により日本クラウド証券の完全親会社となるため、当社の設立後は、日本クラウド証券の事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなりうることが想定されます。日本クラウド証券の事業等のリスクの内、当社の事業等のリスクは以下のとおりであります。

なお、将来に関する事項に関しましては、本届出書提出日現在にて判断しています。

(1) 事業環境に関するリスク

業界の動向について

平成26年3月期のIPOの状況は、グリーンシート銘柄で1社が新規登録を受けておりますが、フェニックス銘柄の新規登録数はゼロであり、グリーンシート銘柄・フェニックス銘柄ともに依然として厳しい状況であります。

また、グリーンシートの動向としては、既存の銘柄の中から指定取消になる銘柄もあります。今後、グリーンシートにおいて不祥事が発生するなど信用が低下するような事態が発生した場合、グリーンシートに指定届出しようとする企業が減少し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

さらに、グリーンシートは、日本証券業協会において、平成25年4月に「新規・成長企業へのリスクマネー供給に関する検討懇談会」を設置し、制度改正の検討が行われ、新たな非上場株式の取引制度への移行が示されました。この中で、既存のグリーンシート銘柄企業については、今後相当の移行期間を以て、上位市場への上場か、新制度への移行を選択していくこととなります。このような状況下、当社は新制度移行を見通してサービスの刷新を行い、クラウドエクイティ(<http://equity.crowdbank.jp>)を開設し、新制度への移行以後も非上場企業の株式公開、一定の制限の中での流通の場の提供を行う体制を整えました。しかしながら、グリーンシート制度から新制度への移行期間終了後にグリーンシート登録銘柄企業の上位市場への上場、または指定取消企業が増えることによって、クラウドエクイティを利用する企業が著しく減少した場合には、当社業績に影響を及ぼす可能性があります。

法的規制について

当社は、金融商品取引法に基づき、金融商品取引業の登録を行っており、金融商品取引法及び関係法令により規制を受けております。また、完全子会社となる日本クラウド証券は、日本証券業協会に加入しており、日本証券業協会の規則を遵守することが求められております。

今後、金融商品取引法及び関係法令の改正若しくは日本証券業協会の規則改正等によって規制強化等が行われた場合又はかかる法令・規則等に反した行為で行政上の処分を受けた場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄については、日本証券業協会の「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」に定められているとともに、金融商品取引法では「取扱有価証券」として定義され、インサイダー取引等の不公正取引防止に係る規制の対象となっております。

今後、日本証券業協会の規則改正によってグリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄を取り巻く環境が変化し、また、日本証券業協会によるグリーンシート銘柄制度の役割及びあり方について抜本的な見直しが行われることで、グリーンシート銘柄制度自体の運用が大幅に変更されることが予想されており、グリーンシート銘柄に関する法的規制の変更は当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業内容に関するリスク

コンサルティング業務について

ア コンサルティング業務への依存

当社の完全子会社となる日本クラウド証券は、金融商品取引業を営んでおりますが、金融商品を投資家に販売する一般の金融商品取引業者と異なり、中堅中小企業・ベンチャー企業の株式公開を金融商品取引業として行うことを目的とした業務を行っております。株式公開専門証券会社として、一般の金融商品取引業者とは異なる収益構造となっております。

当社グループでは、グリーンシート株式公開支援業務及び継続ディスクロージャーサポート支援業務、取引所上場申請を準備する企業に対する調査及び指導助言業務等、フェニックス銘柄指定届出業務並びに企業再生支援業務を中心としたコンサルティング収益が、営業収益の中で高いウェイトを占めております。

今後も当社グループでは、コンサルティング収益を拡大していく方針であり、一般の金融商品取引業者とは異なる収益構造となっております。したがって、コンサルタントとして業務に従事する当社グループ役職員及び外部委託先の質と量の制約を受けます。すなわち、コンサルタントとしての業務に従事する当社グループ役職員又は外部委託先が十分に確保できなかった場合、コンサルティング収益が低下して当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

イ ファンド業務について

当社グループでは、コンサルティング業務を主たる業務として行っておりますが、当該コンサルティング以外の収益源を新たに確保するため、ファンド業務部門を充実し拡大することといたしました。具体的には金融商品取引業第二種業務を積極的に活用しファンドの募集を行う、ファンドの組成を行う、ファンドの管理業務を行うことにより収益を拡大し確保することとし、本格的な営業推進を行っております。当社グループのファンド業務は、証券業者として監督当局の管理下におかれるため、定期検査等において当社の管理態勢等の不備を指摘され改善命令が発出されることがあります。その場合は、当社グループのファンド業務の収益が低下し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

ウ 提携先との関係について

当社グループは、グリーンシート株式公開支援事業及びフェニックス銘柄指定届出事業において、会計事務所組織、コンサルティング会社、金融機関、ベンチャーキャピタル等と業務提携又は業務協力の関係にあります。このような関係が崩れた場合には、グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄候補の発掘件数が減少し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

審査責任について

当社の完全子会社となる日本クラウド証券では、グリーンシート株式公開支援事業及びフェニックス銘柄指定届出事業を行うにあたり、独立した審査部門が発行会社の審査を行っております。

しかしながら、発行会社の法令違反や情報開示における虚偽記載等を見逃す等、当社の過失によって投資家に損害を与えた場合には、当社グループが損害賠償請求を受ける可能性があります。

また、発行会社がグリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄指定後あるいは金融商品取引所への上場後に不祥事を起こす等により社会的評価を下げるような事態が発生した場合は、当社の社会的評価も低下し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

競合について

平成26年7月末現在、グリーンシート銘柄34銘柄中、当社の完全子会社となる日本クラウド証券の取扱銘柄数は26銘柄となっております。グリーンシート銘柄の新規指定届出の分野で競合する会社は、数社であります。今後、他の金融商品取引業者がグリーンシート銘柄の取扱業務に参入することによって競争状態に置かれた場合には、報酬及び手数料水準の下落又は顧客企業の減少等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

融資型クラウドファンディングに関するリスクについて

ア 貸金業法の業務規制に関するリスク

平成19年12月に改正・施行された「貸金業法」に基づき、行為規制の強化、業務改善命令の導入、自主規制機関として日本貸金業協会の設立等が実施され、平成22年6月より、上限金利引下げ、総量規制の導入等が行われています。当社グループでは、日本貸金業協会の作成の貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則において定められた過剰貸付防止等の規定に基づき、厳格な与信に努めて参ります。今後、各種規制がさらに強化された場合、利益の減少や新たな規制への対応コストの増加など、貸付業務の業績に影響を与える可能性があります。

イ 貸出債権に関するリスク

当社グループでは、リスク管理を徹底し、良質な債権の確保を目指しており、今後も貸出債権のリスク管理には十分留意して参りますが、経済情勢並びに金融情勢の大幅な変化等により債務者等の状況が悪化した場合、その結果として不良債権が増加し、貸倒費用の増加及び財政状態の悪化につながる可能性があります。

また、金融機関が法改正への対応として、一斉に回収の強化や貸し渋りを行った場合、それらの金融機関からも借入れのある顧客の経営破綻等が増加することなどにより、貸倒費用が増加し、当社グループの業績及び財政状態の悪化につながる可能性があります。

ウ 資金調達に関するリスク

当社グループでは、融資型クラウドファンディング事業における主たる資金調達を匿名組合出資により行いますが、金融情勢の変化による調達コストの上昇や、投資ファンドをめぐる経済事件などを契機とする金融商品取引業者全体への風評悪化に伴い、融資の原資となる資金の調達そのものが困難となることによって、当社グループの融資事業の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また、当社グループの融資型クラウドファンディングサービスであるクラウドバンクは匿名組合出資によって資金調達を行う性質上、債務者等の状況の悪化に伴う貸倒リスクは匿名組合の出資者である投資家が負うことになり、当社グループに直接的にリスクが帰属することはありませんが、貸倒リスクが現実化した場合には投資家の期待に反する運用となるため、当社グループに対する信頼を低下させ、投資家離れを招くなど、当社グループの業績及び財政状況に影響を与える可能性があります。

エ 貸金業に関するその他のリスク

当社は子会社に貸金業者を抱えるものでありますが、経済情勢及び金融情勢の大幅な変化によっては、銀行が融資を行いやすくなることで資金需要者が貸金業者ではなく銀行から融資を受けることが容易となり、貸金業者に頼る必要のある資金需要者が減少する可能性があります。

(3) 事業体制に関するリスク

人材の確保及び育成について

当社グループの業務の遂行には、投資事業コンサルティング及び貸金業務に関する豊富な知識及び経験を有する人材の確保及び育成が不可欠であります。当社グループでは、人材採用と社内研修を行っておりますが、このような人材が十分に確保・育成できない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

コンプライアンスについて

当社グループは、役職員のコンプライアンスの意識を高めるとともに、グループ全体での社内研修等を通じてその定着を心がけております。役職員による公正な業務遂行の徹底を目指しておりますが、法令諸規則に違反する行為が発生する可能性を完全には排除できないと考えております。法令諸規則に違反する行為が発生した場合、その内容によっては損害賠償請求や行政処分等の対象となることが考えられ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

内部者取引の防止について

当社グループの役職員が法人関係情報を入手した場合は、社内規定に従い速やかに情報を関係部署へ報告し、当該法人関係情報に基づいた不正な売買が発生しないように努めております。また、当社グループは、顧客属性の把握に努めており発行会社の役員等を「内部者登録対象顧客」としております。当該顧客の自社株式の売買状況につきましては、法人関係情報との関連に注意して不公正な取引が行われないよう監視しております。

しかしながら、当社グループの役職員及び顧客に法人関係情報を利用した売買が認められた場合には、当社グループに対する投資者の信頼を失うことが考えられ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

小規模組織であることについて

当社グループは、平成26年7月末現在の日本クラウド証券の組織構成が取締役4名、監査役1名、従業員9名と小規模であること、関係会社であるクラウドバンク・インキュバ株式会社(日本クラウド証券の取締役を兼任)であることから、内部管理体制も規模に応じたものとなっております。体制の不備・欠陥に対し、適切な是正を行えない場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

顧客情報の管理について

「個人情報の保護に関する法律」(個人情報保護法)の施行により、当社グループにおきましては、顧客情報等の書類及び法定帳簿の具体的な管理方法や顧客データへのアクセスの制限・使用方法の詳細を社内規程として策定し、個人情報管理の周知徹底に努めております。

しかしながら、当社保有の顧客情報が外部に漏洩した場合には、損害賠償請求や行政処分等の対象となることが考えられ、また、当社グループの信用が低下し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

システムリスク及びその他のオペレーショナルリスクについて

当社グループが提供するインターネットによる情報提供システム及び当社が業務上使用するコンピューターシステムが、回線の不具合、外部からの不正アクセス、災害や停電等の諸要因によって障害を起こした場合、障害規模によっては当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループでは、各種業務マニュアル等の整備やコンプライアンス体制の整備強化に努めておりますが、当社の役職員が正確な事務処理を怠ることや事故・不正等を起こすことで損失を生じさせたり、業務執行に重大な支障が生じたりした場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

委託売買の受発注について

当社の有価証券委託売買の受発注については、証券業務部が行うこととなっており、誤発注のないよう十分注意しておりますが、当該注文による誤った約定が成立し、損害が発生した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

重要な訴訟事件の発生

当社グループに対し、重大な影響を及ぼす訴訟等は提起されておりませんが、将来、重要な訴訟等が発生し、当社グループに不利な判断がなされた場合には、当社グループの財政状態及び経営等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) その他

有価証券について

当社グループで保有している投資有価証券については、市況変動及び発行会社の業績等によっては評価損又は処分時の売却損が発生する可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日本クラウド証券の経営上の重要な契約等については、同社の有価証券報告書(平成26年6月30日提出)をご参照ください。

6 【研究開発活動】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日本クラウド証券の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、同社の有価証券報告書(平成26年6月30日提出)をご参照ください。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日本クラウド証券の設備投資等の概要については、同社の有価証券報告書(平成26年6月30日提出)をご参照ください。

2 【主要な設備の状況】

当社グループでは、前期において、平成25年4月に本店事務所を移転しました。

当社グループは、「投資・金融サービス業」という単一のセグメントであるため、企業集団共通として一括して記載しております。なお、主要な設備は以下のとおりであります。

(1) 提出会社

当社は新設会社であるため、該当事項はありませんが、当社の完全子会社である日本クラウド証券と本社設備を共有する予定です。

(2) 子会社の状況

日本クラウド証券

当社の完全子会社となる日本クラウド証券の主要な設備の状況については、同社の有価証券報告書(平成26年6月30日提出)をご参照ください。

クラウドバンク・インキュラボ株式会社

当社の関係会社であるクラウドバンク・インキュラボ株式会社は当社の完全子会社となる日本クラウド証券の有価証券報告書(平成26年6月30日提出)をご参照ください。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループとしては、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日本クラウド証券の設備の新設、除却等の計画については、同社の有価証券報告書(平成26年6月30日提出)をご参照ください。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式等の状況】

平成26年10月1日時点における当社の株式の総数等は次の通りです。

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	14,000
計	14,000

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,261	該当事項はありません。	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における株式です。
計	3,261		

(注) 1 本株式の効力発生に先立ち、株式移転完全子会社となる日本クラウド証券の発行済株式総数が変化した場合には、持株会社が交付する上記新株式は変動いたします。

2 日本クラウド証券は、効力発生日の前日までに、本株式移転の効力発生の直前時に保有する自己株式の全部を処分又は消却することを予定しているため、その保有する自己株式225株(同社の直前期末である平成26年3月31日現在)を新株式交付の対象から除外しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

日本クラウド証券が発行した新株予約権は、本株式移転の効力発生日をもって消滅し、同日当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権を交付します。当社が交付する新株予約権の内容は以下のとおりです。

クラウドバンク株式会社第1回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成26年10月1日)
新株予約権の数	2,407,044個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	該当事項はありません。
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における株式です。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の総数は、2,407株とする(本新株予約権1,000個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は1株とする。)。但し、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙3「クラウドバンク株式会社第1回新株予約権の内容」記載の「新株予約権の目的となる株式の数」欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>

新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>2. 行使価額は、50,000円とする。ただし、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙3「クラウドバンク株式会社第1回新株予約権の内容」記載の「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>株式移転効力発生日から平成28年5月1日(但し、平成28年5月1日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの期間とする。但し、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄に定める組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 発行価格 50,000円 但し、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に従い変動することがある。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使の条件	<p>前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙3「クラウドバンク株式会社第1回新株予約権の内容」記載の「新株予約権の行使の条件」に従う。</p>
新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙3「クラウドバンク株式会社第1回新株予約権の内容」記載の「新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従う。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。</p>
代用払込みに関する事項	<p>該当事項はありません。</p>
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙3「クラウドバンク株式会社第1回新株予約権の内容」記載の「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に従う。</p>

(注) クラウドバンク株式会社第1回新株予約権は、本株式移転により日本クラウド証券株式会社第6回新株予約権に代えて発行される当社の新株予約権です。

クラウドバンク株式会社第2回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成26年10月1日)
新株予約権の数	600,000個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	該当事項はありません。
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における株式です。
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の目的である株式の総数は、600株とする(本新株予約権1,000個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。))は1株とする。)
新株予約権の行使時の払込金額	1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。 2. 行使価額は、150,000円とする。
新株予約権の行使期間	株式移転効力発生日から平成34年9月8日まで 但し、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までの間に、当社株式価値の評価額が本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格として定める金額を5%以上割り込むものとなった場合には、本新株予約権の行使期間はその日をもって満了するものとする。 また、行使期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 発行価格 150,000円 2. 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使の条件	前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙5「クラウドバンク株式会社第2回新株予約権の内容」記載の「新株予約権の行使の条件」に従う。
新株予約権の取得の事由及び取得の条件	前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙5「クラウドバンク株式会社第2回新株予約権の内容」記載の「新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従う。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙5「クラウドバンク株式会社第2回新株予約権の内容」記載の「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に従う。

(注) クラウドバンク株式会社第2回新株予約権は、本株式移転により日本クラウド証券株式会社第7回新株予約権に代えて発行される当社の新株予約権です。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成26年10月1日時点における当社の発行済株式総数、資本金等の推移は次の通りです。

平成26年10月1日(設立予定日)現在

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成26年10月1日	3,261	3,261	1,000	1,000	113,934	113,934

(注) 株式移転完全子会社となる日本クラウド証券の発行済株式総数(平成26年3月31日現在)に基づいて記載しており、実際に当社が交付する新株式数は増減することがあります。

(5) 【所有者別状況】

平成26年10月1日時点における当社の所有者別状況は、当社の完全子会社となる日本クラウド証券の平成26年3月31日現在の所有者別状況を参考に、次の通りを予定しております。

平成26年10月1日(設立予定日)現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状 況
	政府及び 地方公共 団体	金融 機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株式数(人)			4	82	1		1,188	1,256	
所有株式数 (単元)			112	2,089	67		1,086	3,640	2
所有株式数の 割合(%)			3.08	57.39	1.84		37.68	100.00	

(6) 【大株主の状況】

平成26年10月1日時点における当社の大株主の状況は、当社の完全子会社となる日本クラウド証券の平成26年3月31日現在の大株主の状況を参考に、次の通りを予定しております。

平成26年10月1日(設立予定日)現在

氏名又は名称	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
クラウドバンク・ホールディングス株式会社	1,666	51.09
八木 圭介	106	3.25
藤原 彰人	100	3.07
日本証券代行株式会社	90	2.76
Strategy Group Holdings Ltd	67	2.05
株式会社コントロールボックス	66	2.02
株式会社ティーページ	66	2.02
東 明浩	50	1.53
株式会社東広	47	1.44
飯塚 紀夫	46	1.41
計	2,304	70.65

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成26年10月1日時点における当社の発行済株式の状況は、当社の完全子会社となる日本クラウド証券の平成26年3月31日現在の発行済株式の状況を参考に、次の通りを予定しております。なお、日本クラウド証券は、効力発生日の前日までに、本株式移転の効力発生の直前時に保有する自己株式の全部を処分又は消却することを予定しているため、平成26年10月1日時点における当社の発行済株式の状況には含まれておりません。

平成26年10月1日(設立予定日)現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,261	3,261	
単元未満株式			
発行済株式総数	普通株式 3,261		
総株主の議決権		3,261	

【自己株式等】

該当事項はありません。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社のストックオプション制度は以下のとおりとなる予定です。

決議年月日	平成26年8月12日(注)1
付与対象者の区分及び人数(注)2	日本クラウド証券取締役 4名 日本クラウド証券従業員 14名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1 日本クラウド証券第7回新株予約権の決議年月日です。

2 平成26年3月31日現在の日本クラウド証券第7回新株予約権の保有者の区分及び人数です。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

配当の基本的な方針については未定です。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

該当事項はありません。

5 【役員状況】

就任予定の当社の役員状況は次のとおりです。

役名	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	任期	所有 株式数
代表取締役社長	おお まえ かず のり 大前和徳 (昭和43年7月6日生)	平成5年4月 株式会社北海道拓殖銀行 入行 平成11年4月 中央信託銀行株式会社(現：三井住友信託銀行株式会社) 入行 平成13年2月 ソフトバンク・ファイナンス株式会社(現：株式会社SBIホールディングス)入社 平成19年7月 株式会社セキュアスカイテクノロジー入社 最高財務責任者 平成21年2月 株式会社エクステンジコーポレーション入社 副社長 平成21年9月 同社取締役 平成25年2月 日本クラウド証券 代表取締役社長就任(現任)	(注1)	34
取締役	かね だ はじめ 金田 創 (昭和42年6月22日生)	平成8年4月 モニターカンパニー日本支社 入社 平成12年5月 株式会社スーパーリンク設立 代表取締役 平成16年2月 SHOPPING.JP株式会社設立 取締役 平成20年4月 同社代表取締役(現任) 平成23年1月 株式会社アイシーピー 監査役(現任) 平成23年4月 Aaron&Associe株式会社設立 代表取締役(現任) 平成25年2月 日本クラウド証券 取締役就任(現任) 平成25年6月 クラウドバンク・インキュラボ株式会社 代表取締役就任(現任)	(注1)	
取締役(注3)	かわ とじゅんいちろう 川戸 淳一郎 (昭和30年9月6日生)	昭和61年4月 最高裁判所司法修習生 昭和63年4月 弁護士登録 松下照雄法律事務所 入所 平成7年4月 川戸淳一郎法律事務所設立 所長 平成8年1月 川戸・滝田法律事務所設立 所長(現任) 平成25年2月 日本クラウド証券取締役就任(現任)	(注1)	20
取締役	み うら けん いち 三浦 健一 (昭和42年1月22日生)	昭和62年4月 株式会社インフォメーション・クリエイティブ 入社 平成3年4月 有限会社TKシステム 入社 平成12年6月 有限会社テイクオン設立 代表取締役 平成15年2月 ロハス&カンパニー株式会社設立 代表取締役(現任) 平成25年6月 日本クラウド証券 取締役就任(現任)	(注1)	
取締役	らみん なじ Ramin Naji (昭和49年11月14日生)	平成13年1月 アクセンチュア株式会社(スイス法人)入社 平成15年2月 アクセンチュア株式会社(日本法人)入社 平成16年7月 あおぞら銀行 社外コンサルタント 平成19年5月 MBA取得(ペンシルベニア大学ウォートン・スクール) 平成19年8月 Morgan Stanley Far East Limited入社 平成22年2月 Bank of America, Merrill Lynch入社	(注1)	
監査役	ば ば しん こう 馬場 真光 (昭和37年7月21日生)	昭和63年4月 中央信託銀行株式会社(現三井住友信託銀行株式会社) 入行 平成14年7月 ロンバー・オディエ・アセットマネジメント株式会社(現ロンバー・オディエ・ダリエ・ヘンチ信託株式会社)入社 法務・税務・コンプライアンス室長 平成23年9月 ヴェリタス総合研究所 代表(現任) 平成25年7月 ほがらか信託株式会社 内部監査室長(現任)	(注2)	

(注) 1 取締役の任期は、平成26年10月1日である当社の設立日より、平成28年3月期に係る当社の定時株主総会終結の時までです。

2 監査役の任期は、平成26年10月1日である当社の設立日より、平成30年3月期に係る当社の定時株主総会終結の時までです。

3 取締役候補者である川戸淳一郎氏は社外取締役候補者であります。

川戸淳一郎を社外取締役とするのは、司法界で長年にわたる経験と幅広い知識及び見識を有しており、当社の論理に捉われず、主にコンプライアンスの観点から、企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であり、当社の取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化につながるものと判断したためであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社は、株主・顧客・取引先・従業員等のステークホルダーに支えられていることを自覚し、感謝し、その期待に応えるため業務品質と業務効率を更に向上させ、ステークホルダーから強い信頼を寄せられる企業となることを目指します。当社は、株式移転により当社の完全子会社となる日本クラウド証券の体制を継承し、上記の目標を達成するため、コーポレート・ガバナンスの基本方針に「内部管理体制の継続的な強化」を据え、効率的業務運営体制の構築・コンプライアンスの徹底と同時に、コーポレート・ガバナンスを実効性あるものにしてまいります。

会社機関の内容

ア 取締役会

取締役会は、毎月1回定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する予定です。なお、当社設立時には社外取締役1名を含め4名の取締役を選任するほか、監査役1名を選任し、取締役会への出席と意見陳述を求めていく予定です。

取締役会では、決定された経営計画の達成状況を毎月報告することによって、直近の業績の進捗状況を把握し、問題点があった場合の早期認識及び改善策の早期策定を可能とする体制をとることとなります。

イ コアミーティング

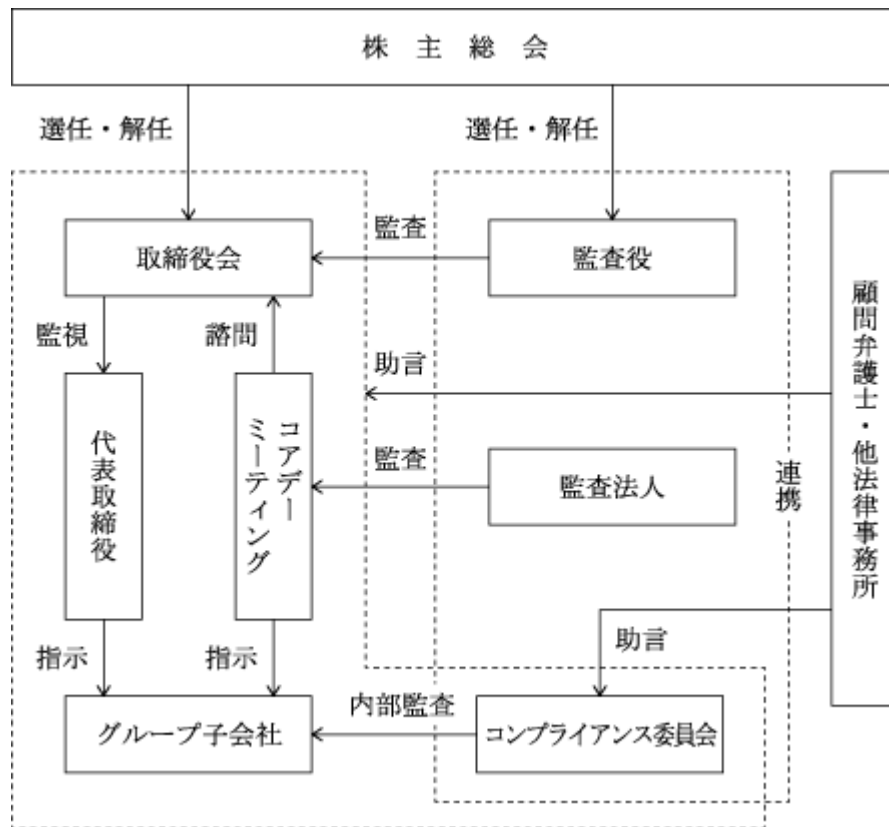
コアミーティングは、取締役、各子会社並びに主要部署の代表者で構成され、原則として、毎月1回開催する予定です。当社並びにグループの経営方針、経営戦略及び経営行動計画の立案並びにその執行方法に関する事項のほか、業務に関する重要事項が協議されます。

内部統制システムの整備状況

当社は、取締役会において内部統制システム構築の基本方針に関する決議を行います。当社の内部統制については、統制組織及び統制手段の両面から内部牽制が有効に機能する仕組みを構築する予定です。コンプライアンスの遵守、内部統制システム及びリスク管理体制の整備等については、本株式移転により当社の完全子会社となる日本クラウド証券の体制を継承し、管理・運営に努めます。

日本クラウド証券の統制組織としては、日本証券業協会の「協会の内部管理責任者等に関する規則」に基づき、内部管理業務の責任者を「内部管理統括責任者」として定めるとともに、「営業責任者」及び「内部管理責任者」を設置しております。「内部管理責任者」は、コンプライアンス委員長が従事しており、営業部門からの独立性を保持するとともに、営業部門と相互の内部牽制が機能する仕組みを構築いたします。なお、コンプライアンス委員会は、独立性を保つために代表取締役の直属となる予定です。

なお、日本クラウド証券の現行の内部統制システムを図示いたしますと、以下のとおりであります。



(注) 本書提出日現在

リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスクの多様化・高度化とともに専門性が必要とされることから、当社の完全子会社となる日本クラウド証券の体制を承継し、「行動ガイドライン」及び「内部監査チェックリスト」に基づき、管理すべきリスクの所在と種類を明確にした上で、それぞれのリスクごとに担当部署を定め、管理する体制になる予定です。

利益相反管理体制

当社及びグループ会社(以下「当社等」といいます。)は、金融商品取引法及び金融商品取引業等に関する内閣府令の規定に従い、金融商品関連業務に係るお客様の利益を不当に害するおそれのある取引(以下「対象取引」といいます。)を特定・類型化し、利益相反の発生を管理・防止するための管理体制を次のとおり構築する予定です。

ア 当社は、以下のように取引を類型化し、利益相反が発生しないよう管理いたします。

	お客様と当社等	お客様と他のお客様
利害対立型	お客様と当社等の利害が対立する場合	当社等のお客様と他の当社等のお客様の利害が対立する取引
競合取引型	お客様と当社等が同一の対象に対して競合する場合	当社等のお客様と他の当社等のお客様とが競合する取引
情報利用型	当社等がお客様との関係を通じて入手した情報を利用して当社等が利益を得る取引	当社等がお客様との関係を通じて入手した情報を利用して当社等の他のお客様が利益を得る取引

イ 利益相反管理体制

当社は、利益相反管理を行なうため、管理統括部門を設置し、以下の対象取引の管理を行ないます。

- a. お客様との取引を行なう部署と対象取引を行なう部署とを分離する方法
- b. お客様との取引又は対象取引の状況又は方法を変更する方法
- c. お客様との取引又は対象取引を中止する方法
- d. 対象取引に関し利益相反のおそれのあることについてお客様に開示する方法
- e. 情報共有者を監視する方法

ウ 利益相反の管理の対象となるグループ会社

利益相反管理の対象となるのは当社及び以下の会社となります。

- ・日本クラウド証券株式会社
- ・クラウドバンク・インキュラボ株式会社
- ・クラウドバンク・エナジー株式会社
- ・クラウドバンク・ホールディングス株式会社
- ・Aaron & Associe株式会社

内部監査及び監査役会の状況

当社等では、内部監査の独立性を高めるため、内部監査を所轄するコンプライアンス委員会を独立した部署として設置する予定です。コンプライアンス委員会は、定期的に各部署毎に内部監査を行い、代表取締役及び監査役に報告し、その後、内部監査結果通知書を各被監査部門に通知し、各被監査部門から改善報告を受けることとなります。なお、コンプライアンス委員会等一部の部署の内部監査については、業務管理ディビジョンディレクターが担当する予定です。

監査役は、監査方針、監査方法、監査実施計画、監査業務の分担を決定しております。監査計画は、会計監査人及びコンプライアンス委員会との連携を考慮し、策定します。これに基づき、監査役、会計監査人、内部監査部門が連携し、定期的に情報交換を行いながら監査を行う予定です。

反社会勢力との関係排除への仕組みとその運用状況

ア 反社会勢力排除に向けた基本的な考え方

当社等は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求し、社会の安寧を乱し、経済・社会の健全な発展を妨げる集団又は個人である反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で組織的に対応します。また、当社は、第一種金融商品取引業者を子会社に有する企業体として、資本市場の健全な発展及び投資者の保護に資するため、反社会的勢力による被害を防止し、当社の健全な業務遂行の確保及び反社会的勢力の金融商品取引及び金融商品市場からの排除に取り組む所存です。

イ 反社会的勢力排除に向けた整備状況

a 規程等の制定

当社等は、以下の内容の「反社会的勢力への対応に関する基本方針」を定め、これをホームページ等に公表します。

- 1) 反社会的勢力に対しては、組織全体として対応を図るとともに、反社会的勢力に対応する従業員の安全を確保します。
- 2) 平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士及び日本証券業協会等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- 3) 反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を遮断します。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶します。
- 4) 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。
- 5) 反社会的勢力に対して、裏取引や資金提供は絶対に行いません。

また、当社は、日本証券業協会の諸規則等の定めるところに従い、反社会的勢力を排除するための社内諸規程を制定しております。

b 社内体制の構築

当社等は、上記「基本方針」及び社内諸規程の定めるところに従い、各部室が反社会的勢力排除に向けた取組みを行うため、以下の社内体制を構築いたします。

- 1) 対応部室の設置 コンプライアンス委員会を対応部室とし、事案ごとに各部室と協議することとします。
- 2) 外部の専門機関との連携 所轄警察署、証券保安対策支援センター及び顧問弁護士等、外部の専門機関と連携します。
- 3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理 コンプライアンス委員会が主管部署となり、各部室において収集された反社会的勢力に関する情報を管理します。
- 4) 社内検査の実施 コンプライアンス委員会は、反社会的勢力排除のための取組みに関し、社内検査を実施することとしております。また、当該社内検査において不備等が発見された場合には、速やかに改善を指導し、反社会的勢力排除に係る態勢の充実を図ることとします。
- 5) 研修・教育活動の実施 コンプライアンス委員会は、反社会的勢力への対応要領及び反社会的勢力に関する情報の管理要領等に関する社内研修を実施し、役職員の啓蒙に努めることとします。

業務を執行する公認会計士の氏名

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

社外取締役及び監査役と当社との関係

社外取締役については、川戸淳一郎が社外取締役として就任する予定です

また、監査役については、馬場真光が就任する予定です。

川戸淳一郎を社外取締役とするのは、司法界で長年にわたる経験と幅広い知識及び見識を有しており、当社の論理に捉われず、主にコンプライアンスの観点から、企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であり、当社の取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化につながるものと判断したためであります。

馬場真光を監査役とするのは、プライベート・バンクやシンクタンクにおける法務・税務、内外監査など豊富な経験・知識・見識を有し、当社の論理に捉われず、客観的視点をもって経営及び取締役の監視を遂行するに適任であり、当社の取締役会の透明性の向上及び監督機能の向上につながるものと判断したためであります。

なお、社外取締役及び監査役と当社との間に人的関係、取引関係等の利害関係はありません。

役員報酬の内容

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、累積投票によらない旨定款に定めております。

自己株式の取得の決定機関

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等によって自己の株式を取得することができる旨定款に定める予定です。これは、機動的な資本政策を可能とすることを目的とするものであります。

中間配当の決定機関

当社は、会社法第454条第5項に定める中間配当の事項について、取締役会の決議により毎年9月30日を基準日として行うことができる旨定款に定める予定です。これは、中間配当を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定める予定です。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

取締役の責任免除

当社は、取締役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮することができるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定める予定です。

監査役の責任免除

当社は、監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮することができるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定める予定です。

(2) 【監査報酬の内容等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日本クラウド証券の経理の状況については、同社の有価証券報告書(平成26年6月30日提出)をご参照ください。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、次のとおりです。

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	株券は発行しません。
剰余金の配当の基準日	3月31日
1単元の株式数	
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新株交付手数料	未定 未定 未定 未定 未定
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取扱所 買取手数料	未定 未定 未定 未定
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。
株主に対する特典	なし

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

該当事項はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2 【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

第3 【指数等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【提出会社の特別情報】

第1 【最近の財務諸表】

該当事項はありません。

第2 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

第六部 【組織再編成対象会社情報】

第 1 【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1) 【組織再編成対象会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付資料】

日本クラウド証券

事業年度 第17期(自平成25年 4月 1日 至平成26年 3月31日) 平成26年 6月30日 関東財務局長に提出

【半期報告書】

該当事項はありません。

【臨時報告書】

日本クラウド証券が の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日(平成26年 8月26日)までに提出した臨時報告書は次のとおりです。

- ・金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 4 (監査証明を行う監査公認会計士等の異動)の規定に基づく臨時報告書
平成26年 7月 4日 関東財務局長に提出。
- ・金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 6 号の 3 (株式移転)の規定に基づく臨時報告書
平成26年 8月26日 関東財務局長に提出。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

日本クラウド証券株式会社 本店
(東京都港区六本木七丁目 4 番 4 号)

監査報告書

当社は新設会社であるため、当期連結財務諸表に対する監査報告書はありません。

監査報告書

当社は新設会社であるため、当期財務諸表に対する監査報告書はありません。